

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等
に対する意見募集の結果について

令和2年11月27日
経済産業省
貿易管理課
安全保障貿易管理課

令和2年10月15日から令和2年11月15日にかけて、標記に係る意見募集を行ったところ、その結果は以下のとおりです。

御協力ありがとうございました。

1. 実施方法

- (1) 募集期間：令和2年10月15日～令和2年11月15日
- (2) 告知方法：電子政府総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページに掲載
- (3) 意見提出方法：電子メール

2. 意見総数：19件

※ 個別の論点に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方は3ページ以降に記載のとおりとなります。

3. 本件に関するお問い合わせ先

安全保障貿易管理課

電話：03-3501-2800

(補足) 関係法令等及び略称

- 外国為替令【外為令】
- 輸出貿易管理令【輸出令】
- 輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令【貨物等省令】
- 輸出貿易管理令別表第 3 の 3 の規定により経済産業大臣が定める貨物【告示貨物】
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物【使用技術告示】
- 輸出貿易管理令の運用について【運用通達】
- 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について【役務通達】
- 包括許可取扱要領【包括許可要領】
- 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について【提出書類通達】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>【3の2項】 1) 貨物等省令第2条の2第1項第六号 【意見内容】 改正案の下線部を、次のように修正する。</p> <p>ロ 第二号又は前号に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を与えるもの（転写又は翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む。）又は病原性を付与若しくは増強することができるもの [削る]</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ロ 第二号又は前号に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を与えるもの（転写又は翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む。）又は病原性を付与若しくは増強することができるもの（<u>血清型〇二六、〇四五、〇一〇三、〇一〇四、〇一一一、〇一二一、〇一四五、〇一五七その他の志賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。）を有するもの以外のものを除く。</u>）</p> <p>ハ <u>第三号又は第四号に該当するもの</u></p> <p>【理由】 a) 改正案では省令第2条の2第1項第六号ロの括弧内の部分及びハが削除されているが、これらは最新のAG Control Listに含まれている部分であり、削除するのは適切ではないと判断いたします。 b) EUやEARではAG Control Listの文面がそのまま採用されており、これらとの整合性が無くなります。</p> <p>2) 運用通達解釈「大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。）の有するもの以外のもの」 【意見内容】 1) で、貨物等省令第2条の2第1項第六号ロの（ ）内の削除でなく、復活をお願いしたが、それが認められるとすれば、現行の運用通達解釈「大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。）の有するもの以外のもの」を次のように修正すること</p>	<p>1) について、ご指摘を踏まえ、規定ぶりを修正（現行省令のとおり）とさせていただきます。大変失礼いたしました。</p> <p>2) について、現行の運用通達のとおりとさせていただきます。</p>

	<p>を提案する。 大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持たないものに限る。）の有するものをいい、大腸菌の核酸の塩基配列の有しないものは含まない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>志賀毒素又はそのサブユニットを産生する血清型の大腸菌由来の核酸であっても、その塩基配列に志賀毒素又はそのサブユニットの塩基配列を有しないものは含まない。</p> <p>【理由】 省令改正案で削除される括弧内の用語の解釈が現行運用通達で規定されているが、非常に解りにくいものであるので、解りやすい規定に改正するべきと考えるものです。</p>	
2	<p>【3の2項】 ①細目ロにおける括弧書き「血清型O26…を除く。」の削除は不要です。 もっともこの括弧書きは分かりにくいと感じます。分かりやすい表現に改めることは有益だと思います。 ②細目ハの削除は不要です。</p>	上記1. の回答のとおりとさせていただきます。
3	<p>【3の2項】 【該当箇所・関係条文等】 3の2項：貨物等省令第2条の2の解釈における「大腸菌の核酸の塩基配列（志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。）の有するもの以外のもの」 【意見内容】 省令（省令第2条の2第六号ロ）から削除されましたので、削除が必要と考えます。 【理由】 整合性を持たせるため。</p>	上記1. の回答のとおりとさせていただきます。
4	<p>【5の項】 輸出令別表第一の五の項の経済産業省で定める仕様として、貨物等省令第4条第五号の改正文言の解釈、考え方の明確化について、貨物等省令第4条第五号で新たに規定された「特に設計したもの」の解釈、考え方を明確にしていきたい。</p>	ご指摘の点について、検討の上、回答させていただきます。
5	<p>【5の項】 5については、用途設定を限定するのは完全に不適切と考える。（食品添加物となる化学物質であっても実験用や農薬・化学物質製造用に使用たりするのであるから、こんな改正はナンセンスであると考え。不適切としかならないものと考える。）</p>	本改正は、国際輸出管理レジームの合意事項を受けた改正であり、現行の案のとおりとさせていただきます。

6	<p>【5の項】 4条11 文言について、対象が狭められているが、その様な限定はナンセンスであるので、従前のままにされたい。</p>	<p>本改正は、国際輸出管理レジームの合意事項を受けた改正であり、現行の案のとおりとさせていただきます。</p>
7	<p>【5の項】 4条15 この改正が国際的に認められたものであれば不可とはならないようにも思われるが、あまり賛成出来ない。日本製造の部品は多く求められると思われるが、より他国において輸出物を武器等に用いやすい形になってしまう事を危惧する。 防衛的観点からそれを可とするのであれば、防衛大臣もからめての経産大臣許可により輸出を特別に可としても良いのではないかと思われるが、一般には反対である。</p>	<p>本改正は、国際輸出管理レジームの合意事項を受けた改正であり、現行の案のとおりとさせていただきます。</p>
8	<p>【6の項】 >別表 6について、この様な内容は必要と考える。経済産業省令の方で調整されたい。</p>	<p>本改正は、国際輸出管理レジームの合意事項を受けた改正であり、現行の案のとおりとさせていただきます。</p>
9	<p>【6の項】 輸出令別表第一の六の項の経済産業省で定める仕様として、貨物等省令第5条第一号ハの改正文言の解釈、考え方の明確化について、貨物等省令第5条第一号ハで、新たに規定された「特に設計した部分品」の解釈、考え方を明確にしていきたい。</p>	<p>第5条第一号ハに該当する部分品として、特に設計された部分品が対象となります。これまでは、第5条第一号のイ～ハに該当するものの部分品はすべて規制対象でしたが、今回の改正で、第5条第一号のハに該当する貨物のために特別に設計した部分品が規制対象となります。</p>
10	<p>【6の項】 貨物等省令第5条第一号のハ『. 特に設計した部分品』の改定に関して “WA 2. A. 1. c. Active magnetic bearing systems using any of the following, and specially designed components therefor: “に対応した改定であることは、理解できるが、運用通達を含め、もう少しわかりやすい表現にしていきたい。 つまり、部分品『貨物等省令第5条第一号を除く。』: 他の用途に用いることができるものを除く。 『貨物等省令第5条第一号を除く。』は省いてもいいのではないかと 運用通達の解釈は、部分品『貨物等省令第5条第一号を除く。』: 他の用途に用いることができるものを除く。となっており、省令の1号の部分品は、汎用品も含むとなる。しかし、ハの“部分品”は、特に設計したの形容詞がついた汎用の部分品と解釈が複雑である。 他の項番の部分品と解釈の表現を合わせていただきたい。 10項(4)電子式のカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの</p>	<p>ご指摘を踏まえ、運用通達の部分品の解釈「貨物等省令第5条第一号を除く。」を削除させていただきます。</p>

	部分品：他の用途に用いることができるものを除く。	
1 1	<p>【6の項】 【該当箇所・関係条文等】 6項：貨物等省令第5条の解釈における「部分品」 【意見内容】 部分品の解釈から、「省令第5条第一号を除く」を削除する。 【理由】 他の箇所（例、同号ハ等）との矛盾が発生するため。</p>	上記、10の回答のとおりとさせていただきます。
1 2	<p>【6の項】 運用通達解釈「部分品（貨物等省令第5条第一号を除く。）」 【意見内容】 「輸出令別表第1中解釈を要する語」の「部分品（貨物等省令第5条第一号を除く。）」の（貨物等省令第5条第一号を除く。）を削除し、単に「部分品」と修正する。 【理由】 貨物等省令第5条第一号の改正で、軸受の部分品規制が「能動型の磁気軸受システム」に限定され「又はそのために特に設計した部分品」が付け加わっています。 一方、「部分品」の解釈には、「(貨物等省令第5条第一号を除く。）」とあって、現行は軸受に用いられる部分品は専用設計のものだけでなく、汎用設計のものも規制されると理解していますが、「そのために特に設計した部分品」は専用設計のものだけを規制対象にし、汎用設計の部分品は規制対象から除外していると解されます。だとすると部分品解釈の（貨物等省令第5条第一号を除く。）は削除されるべきではないか、と考えます。</p>	上記、10の回答のとおりとさせていただきます。
1 3	<p>【6の項】 運用通達解釈「貨物等省令第5条第二号中の工作機械」 【意見内容】 新たに解釈に追加された「旋削、フライス削り又は研削の能力に加えて付加的な製造能力を有する工作機械は、関係する規制項目を確認し、判断すること。」中の「付加的な製造能力を有する工作機械」を「積層造形の能力を有する工作機械」と修正する。 【理由】 追加された解釈部分は ワッセナーアレンジメント（以下、WA）の2.B.1のNote4に基づいていると思われます。 Note 4 A machine tool having an additive manufacturing capability in addition to a turning,</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。

	<p>milling or grinding capability must be evaluated against each applicable entry 2.B.1.a., b. or c.</p> <p>この additive manufacturing capability を「付加的な製造能力」としていますが、WA の 9. B. 1. Manufacturing equipment, tooling or fixtures, as follows:</p> <p>a., b. (省略)</p> <p>c. Directional-solidification or single-crystal additive-manufacturing equipment, specially designed for manufacturing gas turbine engine blades, vanes or "tip shrouds".</p> <p>にも additive-manufacturing という用語があり、貨物等省令第 12 条第十一号ハでは additive-manufacturing equipment, を「積層造形を行う装置」としてしています。したがって、A machine tool having an additive manufacturing capability は「積層造形の能力を有する工作機械」とするのが良いと考えます。</p>	
14	<p>【6の項・13の項】</p> <p>「輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達」輸出貿易管理令別表第1の13項の超合金に関する内容について、現行（改正前）の書きぶりは、温度条件「649度を超える温度における使用条件のもとで」が規制される強度の条件として明確に記載されておりますが、改正後の書きぶりは、応力破断寿命における温度条件の記載が無く、引張り強度の条件にのみ、温度条件「649度を超える温度における」が適用されるような文章になっております。しかし、応力破断寿命も試験温度に影響されるため、例えば、以下変更案のように、応力破断寿命に対しても温度条件を明確化した内容への変更を要望致します。</p> <p>変更案：「ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649℃を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が800メガパスカルを超えるものをいう。」</p> <p>尚、今回の改正のベースとなっていると思われる2019Wassenaarから当該部分を確認すると、at以下の部分が明確に「,」で区切られており、, at 922 K (649° C) or higher. が文章全体にかかるようになっております。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>
15	<p>【6の項】</p> <p>【意見内容】</p> <p>「超合金」の解釈を「ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、649度を超える温度における最大引張強度が800メガパスカルを超えるものをいう。」と修正する（運用通達13の項解釈「超合金」の改正と同じくする。）。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。ただし、修正内容については、上記14.のとおりとさせていただきます。</p>

	<p>【理由】 WAではDefinitionが次のように改定された。 Cat 2, 9 "Superalloy" Nickel-, cobalt- or iron-base alloys having a stress rupture life greater than 1000 hours at 400 MPa and an ultimate tensile strength greater than 850 MPa, at 922 K (649° C) or higher. この改定に伴って、運用通達13の項解釈「超合金」は改正されますが、6の項の改正には見当たりません。6の項も改正されるべきです。</p>	
16	<p>【6の項】 【該当箇所・関係条文等】 6項：貨物等省令第18条の解釈における「超合金」 【意見内容】 13項：貨物等省令第12条の解釈にて改正された「超合金」と同じ内容とする。 【理由】 整合性を持たせるため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。ただし、修正内容については、上記14.のとおりとさせていただきます。</p>
17	<p>【7の項】 >19条35 プログラムについても除外しないべきと考える。ハンドリング等については製造において重要な要素となる場合もあると考えるが、その様な技術については特に注意して扱われるべきと考える。 >19条5 同上。</p>	<p>本改正は、国際輸出管理レジームの合意事項を受けた改正であり、現行の案のとおりとさせていただきます。</p>
18	<p>【7の項】 貨物等省令第19条第3項第五号 【意見内容】 原案を次のように修正する。 直径300ミリメートルのシリコンウエハであって、ウエハのハッジ除外領域を2ミリメートル以下としたウエハ表面における縦26ミリメートル、横8ミリメートルの長方形に分割されたいずれの領域における平坦度が20ナノメートル以下となることを実現するため、スライス、研削及び研磨をするために必要な技術（プログラムを除く。） ↓ 直径300ミリメートルのシリコンウエハに対するスライス、研削及び研磨の技術のうち、外周</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下に修正させていただきます。 直径300ミリメートルのシリコンウエハの外周の除外領域を2ミリメートル以下としたウエハの表面に対するスライス、研削及び研磨の技術のうち、長さ26ミリメートル、幅8ミリメートルの長方形に分割されたいずれの領域における平坦度が20ナノメートル以下を達成するために必要な技術（プログラムを除く。）</p>

	<p>の除外領域を2ミリメートル以下としたウエハ表面において、長さ26ミリメートル、幅8ミリメートルの長方形に分割されたいずれの領域における平坦度が20ナノメートル以下を達成するために必要な技術（プログラムを除く。）</p> <p>【理由】 技術に対する規制なので、規制対象が技術である事が明白にわかる条文にするべきと考えます。「エッジ（原文はハッジ）」は「外周」とすることで、より除外領域が明確になると思います。また、閾値は任意の領域における平坦度であり、縦・横よりも長さとの表現の方が適切だと考えます。</p>	
19	<p>【7の項】 変更前 直径300ミリメートルのシリコンウエハであって、<u>ウエハのハッジ</u>除外領域を2ミリメートル以下とした<u>ウエハ</u>表面における縦二六ミリメートル、横八ミリメートル～ ↓ 変更後 直径300ミリメートルのシリコンウエハであって、<u>ウエハ</u>の<u>エッジ</u>除外領域を2ミリメートル以下とした<u>ウエハ</u>表面における縦二六ミリメートル、横八ミリメートル～ 理由 貨物等省令第六条第十七号ホでウエハと規定されているため、音引きを追加し、用語統一しては？と思うため ハッジは、エッジの誤字と思われるため</p>	18. の回答のとおりとさせていただきます。
20	<p>【7の項】 外為令別表 7の項（三） 省令十九条3, 5 の新設について 1. 「ウエハのハッジ除外」は、「ウエハのエッジ除外」に修正する。 理由：WAの英原文では、an edge exclusion である。 2. 「直径300ミリメートルのシリコンウエハであって」に関して 半導体製造工程のどの工程でのシリコンウエハであるかを明確にする。 ウエハを作る工程での規制と考えますので、「直径300ミリメートルのシリコンウエハは、回路を露光する前のシリコンウエハ、又は露光に使用されるシリコンウエハである」 運用通達の解釈に追加を希望します。 理由：露光されて回路が出来上がったものと明確に区別する為です。 3. 「長方形に分割されたいずれの領域における」に関して</p>	<p>1. について18. の回答のとおりとさせていただきます。 2. について、WA の合意文書においては、露光前を指定する語句は存在せず、ウエハ表面の研磨等に関する技術の規制であるため、18. の回答のとおりとさせていただきます。 3. について、長方形に分割された領域のひとつ（任意の領域）の平坦度が20ナノメートル以下を達成していれば良いのではなく、「いずれの領域」、どの領域をとっても、20ナノメートル以下を達成することを必要とする技術となります。</p>

	<p>「いずれの領域」は、「いずれか（任意）の領域」に修正する。 理由：「いずれの領域」の場合、分割した全ての領域と解釈されますが、WAの英原文では、at any site of とあるので「いずれか（任意）」である。</p>	
2 1	<p>【7の項】 【意見内容】 貨物等省令第19条第3項第五号を以下のように修正する。 （原案） 直径300ミリメートルのシリコンウエハであって、ウエハのハッジ除外領域を（以下略） （修正案） 直径300ミリメートルのシリコンウエハであって、ウエハのエッジ除外領域を（以下略） 【理由】 誤記と思われるため、修正を要望します。</p>	18. の回答のとおりとさせていただきます。
2 2	<p>【7の項】 【意見内容】 「平坦度」の解釈を修正案に置き換える。 （原案） 最小二乗法により求められた全ての表面データ（領域における境界領域を含む。）について、基準表面からの距離の最大値の差をいう。 （修正案） 最小二乗法により求められた全ての表面データ（領域における境界領域を含む。）について、基準表面からの最大偏差と最小偏差の範囲をいう。 【理由】 WAの3.E.4 Technical Noteにある「the range of maximum deviation and minimum deviation from front reference plane, calculated by least square method with all front surface data including site boundary within a site」の訳を忠実に反映すべきと思われるので、修正案への置き換えを要望します。</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。
2 3	<p>【9の項】 変更前 任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが物理的に接近する範囲（一部屋、自動車及びそれらの周辺など）～ ↓ 変更後 任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、個人又は</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。

	<p>デバイスコントローラーが物理的に<u>近接</u>する範囲（一部屋、自動車及びそれらの周辺など）～</p> <p>理由 改正前の規定が「近接」のため</p>	
24	<p>【9の項】 運用通達解釈 「パーソナルエリアネットワーク」 【意見内容】① 「任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが物理的に<u>接近</u>する範囲（一部屋、自動車及びそれらの周辺など）の通信に制限されたデータ通信システムをいう。また、パーソナルエリアネットワークは、ローカルエリアネットワークの範囲を地理的に超えないものをいう。」の下線部を「物理的に近接する範囲」に修正する。</p> <p>【理由】① 現行規定は、「近接する範囲」となっています。距離を表現するものなので、「接近」は誤植と考えます。</p> <p>【意見内容】② 「…。また、パーソナルエリアネットワークは、ローカルエリアネットワークの範囲を地理的に超えないものをいう。」を 「…。また、ローカルエリアネットワークは、パーソナルエリアネットワークの範囲を地理的に超えるものをいう。」に修正する。</p> <p>【理由】② 「LANがPANより広域」と「PANがLANより狭域」は同じ意味と受け取れるが、PANはいかなる場合もLANより広域であってはならないと捉えられてしまいます。実際小規模のLAN環境も存在するので判断を迷わない為に、WAの原文のThe “local area network” extends beyond the geographical area of the “personal area network”.に合わせると業界として理解しやすくなります。</p> <p>なおWAと同じ翻訳にせず、主語を変えた意図があれば、確認したいと考えています。</p>	<p>意見内容①について、上記、23.の回答のとおりとさせていただきます。 意見内容②について、ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>
25	<p>【9の項】 【意見内容】 「(十) 次の1及び2に該当するもの((七)から(九)までに該当するものを除く。)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>

	<p>1 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの</p> <p>2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第21条第1項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム（公開されているものを除く。）によって実現されているもの」を</p> <p>「(十) 次の1及び2に該当するもの（(七)から(九)までに該当するものを除く。）</p> <p>1 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの</p> <p>2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第21条第1項第七号、<u>第七号の二</u>、第八号の二、<u>第八号の三</u>、第九号、<u>第九号の二</u>若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム（公開されているものを除く。）によって実現されているもの」に修正する。</p> <p>【理由】 以下のWA条文と合わせる必要があるためです。 5. A. 2. a. 4. Items, not specified in paragraphs 5. A. 2. a. 1. to a. 3., where the 'cryptography for data confidentiality' having a 'described security algorithm' meets all of the following: a. It supports a non-primary function of the item; and b. It is performed by incorporated equipment or "software" that would, as a standalone item, be specified by Category 5 - Part 2.</p>	
26	<p>【9の項】</p> <p>2) 貨物等省令第8条第九号イ(十六)</p> <p>【意見内容】① 「無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であって、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの」を 「無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であって、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの又はその部分品」に修正する。</p> <p>【理由】① WAの5. A. 2. aのNote 2 5. A. 2. a. does not apply to any of the following items, or specially designed "information security" components therefor:、は components も除外対象になっています。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。 意見内容②について、規制対象の範囲について確認の上、回答させていただきます。</p>

	<p>出力の条件を除外する現行規定は「又はその部分品」の記載があり、他の除外条件と同様に部分品の記載を加えるのが妥当と考えます。</p> <p>【意見内容】② 今回、法令の条文から ・通信距離が30mを超えない ・デバイス相互接続が8を超えない且つ通信距離が100mを超えない という数値（規制値）が削除されています。 これは、Bluetooth5を意識したものと思われるが、Bluetooth5を使用したものであれば、イ(十六)を適用して規制除外できると考えていいか。</p> <p>【理由】② これまでの条文には前記の数値（規制値）があり、それらを見るとBluetooth1~4を指していることがわかったのですが、今回数値（規制値）が削除されたことにより、Bluetooth5が明確に規制除外できるかどうか不明確となったため、確認いたします。</p>	
27	<p>【9の項】 3) 貨物等省令第8条第九号イ(十九)2ニ</p> <p>【意見内容】 「オペレーティングシステム（第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの」を 「(オペレーティングシステム（第21条第1項第七号、<u>第七号の二</u>、第八号の二、<u>第八号の三</u>、第九号、<u>第九号の二</u>又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの」に修正する。</p> <p>【理由】 以下のWA条文の5.A.2.a. Note 2 i. 2. b. で5.D.2.のソフトウェアが除外対象となっているためです。 5.A.2.a. Note 2 i. General purpose computing equipment or servers, where the “information security” functionality meets all of the following: 1. Uses only published or commercial cryptographic standards; and 2. Is any of the following: a. Integral to a CPU that meets the provisions of Note 3 in Category 5-Part 2;</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。

	<p>b. Integral to an operating system that is not specified by <u>5.D.2.</u>; or</p> <p>c. Limited to "OAM" of the equipment; or</p>	
28	<p>【9の項】 貨物等省令第8条第九号ロ 【意見内容】 「(一) ある貨物(本号から第十二号までに該当しないものに限る。)を本号イに該当するもの(本号へに該当しないものに限る。)に変換し、又はあるプログラム(第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。)を第二十一条第一項第九号(第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。)に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの (二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの又は第二十一条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したもの」を</p> <p>「(一) (ある貨物(本号から第十二号までに該当しないものに限る。)を本号イに該当するもの(本号へに該当しないものに限る。)に変換し、又はあるプログラム(第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。)を第二十一条第一項第九号(第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。)に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの (二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの又は第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号若しくは第九号の二に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したもの」に修正する。</p> <p>【理由】 以下のWA 条文と合わせる必要があるためです。 5. A. 2. b. Being a 'cryptographic activation token'; Technical Note A 'cryptographic activation token' is an item designed or modified for any of the following: 1. Converting, by means of "cryptographic activation", an item not specified by Category 5 - Part 2 into an item specified by 5. A. 2. a. or 5.D.2.c.1., and not released by the Cryptography Note (Note 3 in Category 5 - Part 2); or</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>

	<p>2. Enabling, by means of "cryptographic activation", additional functionality specified by 5.A.2.a. of an item already specified by Category 5 - Part 2</p>	
<p>29</p>	<p>【9の項】 物等省令第8条第十一号ロ 【意見内容】① 「電子計算機の端末又は・・・その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証や認可、コントロールを迂回することができるもの・・・」を</p> <p>「電子計算機の端末又は・・・その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証又は承認制御を迂回することができるように設計したものの・・・」に修正する。</p> <p>【理由】①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認証や認可」の「や」は、「又は」「若しくは」と訳すのが適切であると考えます。 ・WA原文は"designed"と記載されているので、「設計したもの」を追加すべきと考えます。 <p>5. A. 4. b. Items, not specified by 4.A.5. or 5.A.4.a., designed to perform all of the following:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認証や認可、コントロール」は、WA原文が以下のため、「コントロール」は「認証や認可」を修飾するものなので「、」は不要です。また、「コントロール」の用語は法令でほぼ使われていないので(11項航法装置にあるのみ)、「制御」の方が良いと考えます。 <p>Circumvent "authentication" or authorization controls of the device, in order to perform the function described in 5.A.4.b.1.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WA原文が"authentication" or authorization controls"だが、認証(authentication)の次に来るのは承認(authorization)と思われるので、上記と併せて「認証又は承認制御」とするのが良いと考えます。 <p>【意見内容】② 「(電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造のために特に設計したシステム又は装置、若しくは次の(一)から(四)に掲げるものを除く)」の下線部に関して、他の条文と表現を統一する。 また、(・・・を除く)の句点がないので、(・・・を除く。)とする。</p> <p>【理由】② 他の条文でも、WAの"specially designed"の「specially」を「特に」とは訳していない箇所が</p>	<p>意見内容①について、ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p> <p>意見内容②について、誤字、句点について修正させていただきます。</p> <p>文言の統一につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

	<p>ある。</p> <p>Note 1 5.A.4.b. does not apply to systems or equipment specially designed for the “development” or “production” of a computing or communications device.</p> <p>「特別に設計された」「特に設計した」「設計した」などの表現が散見されるので、明確化するために統一するべきです。少なくとも第8条及び第21条の中では統一するべきです。</p> <p>なお、イの（ ）で「リバーズエンジニアリング」となっていますが、現行規定は「リバーズエンジニアリング」となっていて、現行規定のままとすべきです。</p>	
30	<p>【9の項】</p> <p>「電子計算機の端末又は・・・その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証や認可、コントロールを迂回することができるもの・・・」の部分は、</p> <p>「電子計算機の端末又は・・・その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証又は承認制御を迂回することができるもの・・・」の方が適切と考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>ワッセナーアレンジメントの原文が、</p> <p>「Circumvent “authentication” or authorization controls of the device, in order to perform the function described in 5.A.4.b.1.」とあるため。</p>	上記の29. の回答のとおりとさせていただきます。
31	<p>【9の項】</p> <p>貨物等省令第8条第十二号</p> <p>【意見内容】</p> <p>「第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第二十一条第一項第七号、第八号の二又は第九号のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置」を</p> <p>「第九号から前号までのいずれかに該当する貨物若しくは本号に該当する測定装置の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号又は第九号の二のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置」に修正する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のWA条文と合わせる必要があるためです。 ・従来の貨物等省令第8条第十二号でWA条文の5.B.2.b.の Measuring equipment を「製造用の装 	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。

	<p>置」と訳している箇所があり「本号に該当する測定装置」に修正する必要があるためです。</p> <p>5. B. 2. “Information security” test, inspection and “production” equipment, as follows:</p> <p>a. Equipment specially designed for the “development” or “production” of equipment specified by 5. A. 2., 5. A. 3., 5. A. 4. or 5. B. 2. b. ;</p> <p>b. Measuring equipment specially designed to evaluate and validate the “information security” functions of equipment specified by 5. A. 2., 5. A. 3. or 5. A. 4., or of “software” specified by 5. D. 2. a. or 5. D. 2. c.</p>				
32	<p>【9の項】</p> <p>貨物等省令第8条第十一号口の変更をお願いします。</p> <p>WAの原文のNote 1と2の部分は、運用通達の解釈へ移動したほうが分かりやすいため</p> <p>変更前</p> <p>□ 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの（イ又は省令第7条第五号に該当するものを除く。）であって、その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証や認可、コントロールを迂回することができるもの（電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造のために特に設計したシステム又は装置、若しくは次の（一）から（四）に掲げるものを除く）</p> <p>（一） デバッカー、ハイパーバイザー</p> <p>（二） 論理データ抽出に限定されたもの</p> <p>（三） チップオフやJTAGを使用してデータ抽出するもの</p> <p>（四） ジェイルブレイキング又はルート化用に特別に設計されたもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>変更後</p> <p>□ 次の（一）及び（二）の機能を有するもの（イ又は省令第7条第五号に該当するものを除く。）</p> <p>（一） 電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの</p> <p>（二）（一）の機能を実現するために、電子計算機の端末又は通信端末の認証や認可コントロールを迂回することができるもの</p> <table border="1" data-bbox="293 1182 1447 1276" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">輸出令別表第1の項</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">輸出令別表第1中解釈を要する語</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">解釈</td> </tr> </table>	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解釈	<p>規制対象範囲（除外されるもの）を明確にする観点から現案のとおりとさせていただきます。</p>
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解釈			

	9	貨物等省令第八条第十一号口の電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの		<p>電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製造のために特に設計したシステム又は装置、若しくは、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ デバッカー、ハイパーバイザー</p> <p>ロ 論理データ抽出に限定されたもの</p> <p>ハ チップオフやJTAGを使用してデータ抽出するもの</p> <p>ニ ジェイルブレイキング又はルート化用に特別に設計されたもの</p>	
33	【9の項】	<p>貨物等省令第21条第1項第七号</p> <p>【意見内容】</p> <p>「又は製造するために設計したプログラム（第七号の二に該当するものを除く。）を 「又は製造するために設計したプログラム」に修正する。</p> <p>【理由】</p> <p>第21条第1項第七号と第21条第1項第七号の二とは、交わる部分がなく完全に独立した条文なので、括弧書きは不要です。</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。		
34	【9の項】	<p>貨物等省令第21条第1項第七号の二、第八号の三</p> <p>【意見内容】</p> <p>貨物等省令第21条第1項第七号の二</p> <p>「第八条第十一号口又は本項第九号の二に該当するものを設計し、又は改造するために設計したプログラム」を</p> <p>「第八条第十一号口又は本項第九号の二に該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム」に修正する。</p> <p>貨物等省令第21条第1項第八号の三</p> <p>「第八条第十一号口又は本項第九号の二に該当するものを使用するために設計したプログラム」を</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。		

	<p>「第八条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム」に修正する。</p> <p>【理由】 貨物等省令第21条第1項第七号の二の「改造」は、貨物等省令第21条第1項第七号と同様に、「設計し、又は改造するために」ではなく、「設計し、又は製造するために」とすべきです。 また、WA条文の5.D.2.a.は、 “Software” specially designed or modified for the “development”, “production”, or “use” of any of the following: とあり、「設計したプログラム」は「設計し、又は改造したプログラム」とされるべきと考えます。</p> <p>なお、現法令の貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二や、通信関係の貨物等省令第21条第1項第五号、第六号、第八号も「設計したプログラム」となっているので、WA条文と合わせて「設計し、又は改造したプログラム」に修正されるべきと考えます。</p>	
35	<p>【9の項】 貨物等省令第21条第1項第八号の二</p> <p>【意見内容】 「第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム（第八号の三に該当するものを除く。）を 「第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム」に修正する。</p> <p>【理由】 第21条第1項第八号の二と第21条第1項第八号の三とは、交わる部分がなく完全に独立した条文なので、括弧書きは不要です。</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。
36	<p>【9の項】 貨物等省令第21条第1項第九号の二</p> <p>【意見内容】 「プログラムであって、第十一号ロのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（侵入プログラムを除く。）を 「プログラムであって、第八条第十一号ロに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（侵</p>	ご指摘を踏まえ修正させていただきます。

	<p>入プログラムを除く。)」に修正する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第八条」が抜けています。 ・第十一号口の1つしかないので、「のいずれか」は削除すべきです。 	
37	<p>【9の項】</p> <p>変更前 プログラムであって、<u>第十一号口のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの</u>、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（侵入プログラムを除く。）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>変更後 プログラムであって、<u>第八条第十一号口のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの</u>、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの（侵入プログラムを除く。）</p> <p>理由 貨物等省令第二十一条第1項第十一号口に該当の貨物か？貨物等省令第八条第十一号口に該当の貨物か？が分かりにくい</p>	上記の36. の回答のとおりとさせていただきます。
38	<p>【9の項】</p> <p>第21条第1項第三号で規制される使用に必要な技術の中から、「同条第十一号口に該当するもの」を除外された事に何か意図がございましたらご教示願います。</p>	国際輸出管理レジームの合意を反映させたものです。合意内容では、同条第十一号口に該当するものの設計、製造、使用に必要な技術は規制の対象外としています。
39	<p>【9の項】</p> <p>変更前 暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>変更後 暗号機能有効化の手段を用いることによる<u>のみ</u>、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの</p> <p>理由 2019年12月17日の説明会で質問し、近日中に対応という回答を貴省から得たのですが、2020年10月19日現在未対応のため</p>	ご指摘を踏まえ修正させていただきます。大変失礼しました。

4 0	<p>【9の項】 【意見内容】 イの柱書の括弧内にある「安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで」を WA の原文通りの文言に変更する。 (現行) 安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで (修正案) 安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で 【理由】 2019 WA の改正において、「by means of “cryptographic activation” not employing a secure mechanism」が「by any means other than secure “cryptographic activation”」に変更されました。 WA の原文をより忠実に表現するように修正を要望します。(経済産業省 HP の Q&A8、11、13、17～19(11. コンピュータ、エレクトロニクス、通信関連)の修正もお願いします。)</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正させていただきます。 今回の改正を踏まえ、QA の内容についても見直しさせていただきます。</p>
4 1	<p>【9の項】 【該当箇所・関係条文等】 9 項：貨物等省令第 8 条の解釈における「暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が 30 メートルを超えない範囲に限定されるもの」、「暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が 100 メートルを超えない範囲に限定されるもの暗号」 【意見内容】 輸出管理貿易令第 8 条第九号イ（十六）の改正に伴い、削除が必要と考えます。 【理由】 整合性を持たせるため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>
4 2	<p>【9の項】 【該当箇所・関係条文等】 9 項：貨物等省令第 8 条第九号イ（十六）について 【意見内容】 改正により、通信範囲の距離等の仕様が削除されております。公開された又は商業用の暗号標準が搭載されたものであっても、全ての貨物が規制対象となるのでしょうか。対象範囲が広がるので、特に除外対象となる貨物があれば、経産省の Q&A 等を使い明らかにしていただきたい。 【理由】 「その部分品」は削除されたものの、通信範囲による除外規定も併せて削除されたため。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。 Q&A における掲載について検討させていただきます。</p>

4 3	<p>【9の項】 運用通達解釈「暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が30メートルを超えない範囲に限定されているもの」</p> <p>【意見内容】 輸出令別表第1中解釈を要する語 「暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が30メートルを超えない範囲に限定されているもの」を削除する。</p> <p>【理由】 省令第8条第九号イ(十六)から、上記規制値に関する記載が削除されているためです。</p>	上記、4 2. の回答のとおりとさせていただきます。
4 4	<p>【9の項】 運用通達解釈「暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が100メートルを超えない範囲に限定されているもの」</p> <p>【意見内容】 輸出令別表第1中解釈を要する語 「暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が100メートルを超えない範囲に限定されているもの」を削除する。</p> <p>【理由】 省令第8条第九号イ(十六)から、上記規制値に関する記載が削除されているからです。</p>	上記、4 2. の回答のとおりとさせていただきます。
4 5	<p>【9の項】 貨物等省令第21条第2項第十五号</p> <p>【意見内容】 「法執行による監視又は分析を行うために特別に設計若しくは改造したプログラムであって、次のすべての機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号、第二号又は第三号の二を除く。）</p> <p>イ 通信サービスプロバイダから、ハンドオーバーインターフェースを用いて取得した通信内容又はメタデータに対して、ハードセクタに基づいて検索を実行するもの</p> <p>ロ 通信内容若しくはメタデータ又はイの検索に基づき、関係する人的ネットワークの解析又は狙った個人の動きを追跡するもの（次のいずれかのために専用に設計又は改造したプログラムを除く。）</p> <p>(一) 課金目的</p> <p>(二) ネットワークのサービス品質管理（QoS）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>十五 法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであって、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののために専用に設計又は改造したプログラムを除く。）</p> <p>イ 通信サービスプロバイダから、ハンドオーバーインターフェースを用いて取得した通信内容又はメタデータに対して、ハードセクターに基づいて検索を実行</p>

	<p>(三) 利用者の体感品質管理 (Q○E) (四) 仲介装置 (五) モバイル決裁又は銀行業務」を</p> <p>「法執行による監視又は分析を行うために特別に設計若しくは改造したプログラムであって、次のすべての機能を実現するもの(第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は次のいずれかのために専用に設計又は改造したプログラムを除く。</p> <p>(一) 課金目的 (二) ネットワークのサービス品質管理 (Q○S) (三) 利用者の体感品質管理 (Q○E) (四) 仲介装置 (五) モバイル決裁又は銀行業務)</p> <p>イ 通信サービスプロバイダから、ハンドオーバーインターフェースを用いて取得した通信内容又はメタデータに対して、ハードセクターに基づいて検索を実行するもの ロ 通信内容若しくはメタデータ又はイの検索に基づき、関係する人的ネットワークの解析又は狙った個人の動きを追跡するもの」 に修正する。</p> <p>【理由】 ①第二号と第三号について WAの原文(5.D.1.e.)で、除かれているのは、5.D.1.a.(第21条第1項第五号、同項第六号、同項第八号)と5.D.1.c.(第21条第2項第二号)の2つであり、5.D.1.d.(第21条第2項第三号の二)は除かれていません。従って、「又は第三号の二」は削除されるべきです。 また、第二号だけ、第21条第2項の号となるので、わかりやすさの観点から貨物等省令第21条第1項第七号のように「本項」の言葉を足すことを提案します。</p> <p>②(次のいずれかのために専用に設計又は改造したプログラムを除く。)について WA条文では、5.D.1.eのNoteは、5.D.1.e.2.(貨物等省令第21条第2項第十五号ロ)だけでなく、5.D.1.e(貨物等省令第21条第2項第十五号)全体に掛かる除外規定となっているため、柱書に規定されるべきと考えます。</p> <p>③ハードセクタについて 貨物等省令第8条第五号の五中の用語「ハードセクター」と統一するため修正が必要です。</p>	<p>するもの ロ 通信内容若しくはメタデータ又はイの検索に基づき、関係する人的ネットワークの解析又は狙った個人の動きを追跡するもの ハ 課金目的 ニ ネットワークのサービス品質管理 (Q○S) ホ 利用者の体感品質管理 (Q○E) ヘ 仲介装置 ト モバイル決裁又は銀行業務</p>
46	<p>【9の項】 【意見内容】</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>

	<p>第十五号イの「ハードセレクトタ」を「ハードセクター」に変更し、ハードセクターの解釈を役務通達にも追加する。</p> <p>(原案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第十五号イ「ハードセレクトタ」 ・「ハードセクター」の解釈は運用通達にしかない。 <p>(修正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第十五号イ「ハードセクター」に変更 ・運用通達にある「ハードセクター」の解釈と同じ内容を役務通達に追加する。 <p>【理由】</p> <p>ハードセクター(ハードセクタ)は、技術の規定(貨物等省令第 21 条)においても使われる用語になりましたので、役務通達に解釈を追加することを要望します。</p>	
47	<p>【9の項】</p> <p>役務通達解釈「ハードセクター」</p> <p>【意見内容】</p> <p>外為令別表中解釈を要する語に「ハードセクター」を追加する。</p> <p>【理由】</p> <p>運用通達における9の項の解釈「ハードセクター」は、貨物等省令第8条第五号の五中の用語を示しています。一方、貨物等省令第21条第2項第十五号イ中の用語「ハードセクター」は、外為令別表の9の項の解釈として規定されるべきと考えられます。従って、上記の意見内容の修正が必要と考えます。</p>	<p>上記、45. の回答のとおりとさせていただきます。</p>
48	<p>【9の項】</p> <p>運用通達解釈 「貨物等省令第8条第九号から第十一号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品」</p> <p>【意見内容】</p> <p>「他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第8条第九号から第十一号までのいずれかに基づいて判定するものとする。貨物等省令第21条第1項第九号に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十一号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。」を</p> <p>「他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第8条第九号から第十一号までのいずれかに基づいて判定するものとする。貨物等省令第21条第1項第九号及び同項第九号の二に該当するプログラムのみにより第8条第九号から第十一号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するものを除く。」に修正する。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>

	<p>【理由】 該当する貨物の有する機能と同等の機能を実現するプログラムとして貨物等省令第21条第1項九号の二が追加されたためです。</p>	
49	<p>【9の項】 運用通達解釈「省令第8条第十一号中の計算機能又は通信機能を有する機器からの生データの抽出」 【意見内容】 ①輸出令別表第1中解釈を要する語 「省令第8条第十一号中の計算機能又は通信機能を有する機器からの生データの抽出」を 「貨物等省令第8条第十一号中の電子計算機の端末又は通信端末からの生データの抽出」に修正する。 ②解釈規定 「計算機能又は通信機能を有する機器のオペレーティングシステム又はファイルシステムによる変換を伴わずに当該機器の記憶媒体（例えば、RAM、フラッシュメモリー又はハードディスク）からバイナリーデータを取り出すことをいう。」を 「電子計算機の端末又は通信端末のオペレーティングシステム又はファイルシステムによる変換を伴わずに当該機器の記憶媒体（例えば、RAM、フラッシュメモリー又はハードディスク）からバイナリーデータを取り出すことをいう。」に修正する。 【理由】 貨物等省令第8条第十一号と運用通達解釈とで表現が違い、統一した方が良いためです。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>
50	<p>【9の項】 17) 運用通達解釈「暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの」 【意見内容】 「イ 暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物（貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第九号イに該当するもの（第九号へに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を第21条第1項第九号（第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号まで</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。</p>

	<p>のいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの」を</p> <p>「イ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物（貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第九号イに該当するもの（第九号へに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。）を第21条第1項第九号（第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの</p> <p>ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号若しくは第九号の二に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの」に修正する。</p> <p>【理由】 以下のWA条文と合わせる必要があるためです。 5. A. 2. b. Being a 'cryptographic activation token'; Technical Note A 'cryptographic activation token' is an item designed or modified for any of the following: 1. Converting, by means of "cryptographic activation", an item not specified by Category 5 - Part 2 into an item specified by 5. A. 2. a. or 5. D. 2. c. 1., and not released by the Cryptography Note (Note 3 in Category 5 - Part 2); or 2. Enabling, by means of "cryptographic activation", additional functionality specified by 5. A. 2. a. of an item already specified by Category 5 - Part 2</p>	
5 1	<p>【9の項】 役務通達解釈 「暗号機能有効化の手段を用いることによつて、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの」 【意見内容】 「イ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物（貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第九号イに該当するもの（第九号へに該当しないもの</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。

	<p>に限る。)に変換し、又はあるプログラム(第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。)を第21条第1項第九号(第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。)に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの</p> <p>ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの」を</p> <p>「イ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物(貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。)を第九号イに該当するもの(第九号へに該当しないものに限る。)に変換し、又はあるプログラム(第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。)を第21条第1項第九号(第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。)に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの</p> <p>ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号若しくは第九号の二に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの」に修正する。</p> <p>【理由】 以下のWA条文と合わせる必要があるためです。 5. A. 2. b. Being a 'cryptographic activation token'; Technical Note A 'cryptographic activation token' is an item designed or modified for any of the following: 1. Converting, by means of "cryptographic activation", an item not specified by Category 5 - Part 2 into an item specified by 5.A.2.a. or 5.D.2.c.1., and not released by the Cryptography Note (Note 3 in Category 5 - Part 2); or 2. Enabling, by means of "cryptographic activation", additional functionality specified by 5.A.2.a. of an item already specified by Category 5 - Part 2</p>	
52	<p>【9の項】 役務通達解釈「ハンドオーバーインターフェイス」 【意見内容】① 外為令別表中解釈を要する語</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。

	<p>「ハンドオーバーインターフェイス」を「ハンドオーバーインターフェース」に修正する。</p> <p>【理由】① 省令第21条第2項第十五号イは「ハンドオーバーインターフェース」となっており、条文中の用語と解釈を要する語は一致している必要があるためです。</p> <p>【意見内容】② 解釈規定 「イ 法執行機関が使用するために・・・傍受（傍受要求を受信・認証し、要求している機関に傍受結果だけを送信することを含む。）を行うシステム又は装置・・・」を 「イ 法執行機関が使用するために・・・傍受（傍受要求を受信・認証し、要求している機関に傍受結果だけを送信すること）を行うシステム又は装置・・・」に修正する。</p> <p>【理由】② WA原文が以下の通りのためです。 The 'handover interface' is implemented within systems or equipment (e. g., mediation devices) that receive and validate the interception request, and deliver to the requesting authority only the results of interception that fulfil the validated request.</p> <p>【意見内容】③ 解釈規定 「ロ 国際規格（ETSI TS 101 331、ETSI TS 101 671、3GPPTS 33.108を含む。）又は国際規格と同等の国家規格で仕様が定められているもの。」を 「ロ 国際規格（ETSI TS 101 331、ETSI TS 101 671、3GPP TS 33.108を含む。）又は国際規格と同等の国家規格で仕様が定められているもの。」に修正する。</p> <p>【理由】③ 3GPPとTSの間にスペースが必要です。</p>	
53	<p>【9の項】 役務通達解釈「侵入プログラム」 【意見内容】 外為令別表中解釈を要する語に「侵入プログラム」を追加し、その解釈として「8の「侵入プログラム」の解釈に同じ。」とする。</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。

	<p>【理由】 WAにおいて、用語”Intrusion software”はCategory 4 及び Category 5-Part2 に用いられ、その解釈は DEFINITIONS にて規定されています (Cat 4 5P2 “Intrusion software”) 貨物等省令第 21 条第 1 項第九号の二の新設にあたり用語”侵入プログラム” が用いられることから、WA との整合を踏まえ、上記の意見内容の修正が必要と考えます。</p>	
5 4	<p>【9の項】 役務通達解釈「ハードセクター」 【意見内容】 外為令別表中解釈を要する語に「ハードセクター」を追加する。</p> <p>【理由】 運用通達における9の項の解釈「ハードセクター」は、貨物等省令第8条第五号の五中の用語を示しています。一方、貨物等省令第21条第2項第十五号イ中の用語「ハードセクター」は、外為令別表の9の項の解釈として規定されるべきと考えられます。従って、上記の意見内容の修正が必要と考えます。</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。
5 5	<p>【13の項】 運用通達解釈「貨物等省令第12条第二号口中の補正燃料消費量」 【意見内容】 「輸出令別表第1中解釈を要する語」の「貨物等省令第12条第二号口中の補正燃料消費量」を「貨物等省令第12条第二号口中の補正燃料消費率」に修正する。</p> <p>【理由】 貨物等省令第12条第二号口の改正案では「補正燃料消費量」が（貨物等省令第3条第三号イの改正に合わせて）「補正燃料消費率」になっており、この改正案にしたがって解釈の「輸出令別表第1中解釈を要する語」も合わせる必要があります。</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。
5 6	<p>【13の項】 運用通達解釈「準軌道飛しょう体」 【意見内容】 ① 改正後の運用通達（案）「輸出令別表第1中解釈を要する語」の「準軌道飛しょう体」を「準軌道用の飛しょう体」に修正する。 ② 同用語の「解釈」中で用いられている「荷物」との表記は「貨物」に修正する。 ③ 同用語の「解釈」中で用いられている「エングロージャー」は「エンクロージャー」の誤りと思</p>	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。

われる。

【理由】

①改正後の省令（案）では「準軌道用の飛しょう体」と記載されており、改正後の省令（案）と表記を一致

させる必要があります。

また「準軌道飛しょう体」と「準軌道用の飛しょう体」のいずれが適切かという観点では、「・・・のた

めに設計した・・・であって、次の全てを行うために設計したものをいう」と用途が規定されている貨

物を指す用語であることから、改正後の省令（案）で用いられている「準軌道用の飛しょう体」に統一することが適切です。

（付記）

「準軌道飛しょう体」は、準軌道を飛しょうする物体全てを指しているとの理解が生じる表現であり、「解釈」に規定される内容との間で混乱を招く可能性があります。

②「荷物」との表記が為されている箇所は、対応するWAの英文では「cargo」です。「cargo」の日本語訳

は一般に「積み荷；積み物；荷物；荷積；荷積み；積荷；貨物；運送品；積物」などがあります。一方、

我が国の政省令、通達においては、「貨物」との表現は用いられていますが、「荷物」は用いられていま

せん。

表記・用語の統一の観点から、「荷物」との表記は用いず「貨物」に変更することが適切です。

（付記）

WAでは cargo という用語は、今回の改訂の源泉である 9. A. 4. h. に係る用語定義の他に、7. E. 4. b. 7. b. 2

の Technical note で用いられています。この部分に対応するのは、外為令の解釈で規定される用語「機

体状態の異常変化」の意味「飛行中の構造的な損傷、エンジン推力の消失、操縦翼面の不具、貨物の不安

定な移動を含む。」で、「貨物」が「cargo」の訳として用いられています。

<p>57</p>	<p>【13の項】</p> <p>省令第12条に『準軌道用の飛しょう体』が新設されたことに伴い、運用通達にその用語解釈が追加されるものだが、以下の点につき解釈の修正を検討いただきたい。</p> <p>① 解釈として、「人又は荷物の輸送のために設計したエンクロージャーを有するものであって、…」とあるが、『輸送』とは人であれ物であれ地点A→Bといった二地点間を移動させることを言うのが一般的だと思われる。一方、現在世界で企画されているサブオービタル機には、二地点間移動ではなく飛び立った出発地に帰還する前提で設計されているものがあるため、『輸送』のままではこのようなものが規制対象外と解されることになる。もし、このような二地点間移動を前提としないサブオービタル機も規制対象にする意図ならば、曖昧さを避けるため『輸送』を『積載』『搭載』といった語に換える方が良いと考えられる。</p> <p>② 『成層圏』の上限は高度50km～55km、『宇宙空間』は高度80kmもしくは100km以上など、どちらも定義に諸説あり混乱する可能性があるため、『成層圏』や『宇宙空間』といった用語ではなく、通達には具体的な高度を数値で定めていただきたい。特に『宇宙空間』は世界と米国で定義が対立しているため、強くお願いしたい。</p> <p>③ 『ロ』の文から、高度の意味を持っている『宇宙空間』の語を削除し、「ロ. 地球周回軌道でない軌道を飛行すること」など表記すべきである。 【理由1】『イ』と『ロ』で異なる飛行高度を規定する形となっている。②にも書いたように、『宇宙空間』の解釈がどちらであっても、『成層圏』よりも上空なので、『ロ』に『宇宙空間を飛行』と書くと、『イ』の文に意味がなくなり、混乱を招く。 【理由2】他方、『ロ』に対応するワッセナー原文は“b. Perform a non-orbital trajectory”であって、『宇宙空間』を指す記述はない。よってワッセナーでは『成層圏』以上かつ『宇宙空間』以下の空間を飛ぶよう設計された機体も規制されるが、日本だけはこのような機体が規制対象から外れ、ワッセナーよりも緩和された規定となってしまう。</p> <p>④ 省令案では『準軌道用の飛しょう体』、通達案では『準軌道飛しょう体』と、表記に差があるが、混乱を避けるため、これは同一にすべきだと考えられる。</p>	<p>WAの原文を踏まえた改正内容としており、上記の56.の回答を踏まえた修正案とさせていただきます。ご意見の一部についてはQAにおいて補足説明を検討させていただきます。</p>
<p>58</p>	<p>【14の項】</p> <p>14については、完全に対象外となるものであるのであれば、条約追従を旨とするのであれば、可とも思われるのであるが、しかしこのような技術については、我が国だからこそ、規制が必要となるものであるもののように考える。どうも規制を緩める内容のものと認識されたのであるが、であれば</p>	<p>本改正は、国際輸出管理レジームの合意事項を受けた改正であり、現行の案のとおりとさせていただきます。</p>

	反対である。	
59	<p>【14の項】 貨物等省令第13条第7項</p> <p>【意見内容】 貨物等省令第13条第7項を削除する。</p> <p>【理由】 改正案では輸出令別1の14の項(8)が削除されており、この政令が基になっている貨物等省令も削除されるべき、と考えます。</p>	ご意見を踏まえ、修正させていただきます。 大変失礼いたしました。
60	<p>【14の項】 【該当箇所・関係条文等】 14項：貨物等省令第13条第7項</p> <p>【意見内容】 輸出管理貿易令による別表第1の13(8)が削除されたことに伴い、貨物等省令第13条第7項の改正又は削除が必要と考えます。</p> <p>【理由】 整合性を持たせるため。</p>	上記59.の回答のとおりとさせていただきます。
61	<p>【14の項】 「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案」において、14項(8)は削除されていますが、「貨物等省令の一部を改正する省令案」中の、省令第13条第7項の削除の記載がありません。 省令第13条第7項も削除されるとの理解で正しいでしょうか？</p>	上記59.の回答のとおりとさせていただきます。
62	<p>【14の項】 政令案では輸出令別表第1の第14項(8)が削除されていますが、省令案では関係する貨物等省令第13条が省略されており、第13条第7項が削除されていないようです。 第13条第7項と政令の関係はどうなるのでしょうか？</p>	上記59.の回答のとおりとさせていただきます。
63	<p>【告示貨物】 貨物等省令4条二号貨物の指定解除を、同省令17条1項二号・三号、及び同条6項一号に反映させるべきではないでしょうか？</p>	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正させていただきます。また、使用技術告示の規定についても改正させていただきます。 第十七条 [略] 一 [略] 二 第四条第十二号ハ若しくは二又は第十

		<p>五号ハ若しくは二に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）</p> <p>三 第四条第二号から第十六号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>一 第四条第十二号ハ若しくは二若しくは第十五号ハ若しくは二又は第十四条第一号に該当するものを設計するためのプログラム</p>
6 4	<p>【包括許可要領】</p> <p>外為令別表については、従前のままとする事を意見したが、よってこれについても従前のままとされたい。</p>	<p>外為令別表の改正は、国際輸出管理レジームの合意事項を受けた改正であり、その改正を踏まえ、包括許可要領を改正するものであり、現行の案のとおりとさせていただきます。</p>
6 5	<p>【その他】</p> <p>輸出入で法人番号を用いるよう求める。</p>	<p>経産省への輸出許可申請に関しては、NACCS外為法関連業務を使用して行う場合は、利用開始時の「申請者届出」により届出いただいた法人番号を申請者情報としてシステムに登録しており、輸出許可申請時の申請書への法人番号の都度入力を省略しています。</p> <p>具体的には、以下の「特定手続等に係る申請者の届出について（平成12・03・15 貿易局第2号・輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）」別紙申請者届出書の記載要領9.（3）にその旨の記載があります。</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/04_law/01_todokede_tsutatsu.pdf</p>

66	<p>【その他】 とにかく、敵性国家に安全保障上重要なものや最新技術が流出しないよう、厳格に規制をお願いします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後も、適切な輸出管理を実施して参ります。</p>
67	<p>【その他】</p> <p>1) 貨物等省令第2条第1項第三号ヨ～ヤ 【意見内容】 改正前、改正後も ヨ～ヤ → ヨ～ヤ [略]</p> <p>2) 貨物等省令第2条の2第2項 【意見内容】 改正前、改正後も 2 [略]</p> <p>3) 貨物等省令第4条第一号～四号 【意見内容】 改正前、改正後も 一～四 → 一～四 [略]</p> <p>4) 貨物等省令第10条・第11条 【意見内容】 改正前、改正後も 第十条・第十一条 [略]</p>	<p>ご指摘を踏まえ、新旧を修正させていただきます。</p>

※そのほか、本意見募集とは関係ない意見が1件到達し、当該意見に対する当省の考え方は示しませんが、今後の参考とさせていただきます。
 ※誤表記や用語の統一等に関する御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきます。また、公示時の案から、一部法令用語等について技術的な修正をさせていただきます。